⑵　高温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）に、かつ、湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２の⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑶　湿度試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温及び常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

３　試験機器の状態

⑴　２⑴ア、２⑵ア又は２⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　２⑴イ、２⑵イ又は２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

４　その他の条件

⑴　本試験項目は、工事設計認証の試験の場合のみに行う。

⑵　常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

⑶　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑷　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２に示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

⑸　本試験は、入出力の信号で周波数が変化しない次の無線設備には適用しない。

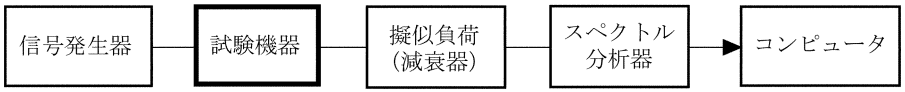
ア　ＲＦ信号を増幅器等のみで中継し周波数変換をしない無線設備

イ　ＲＦ信号をＩＦ信号に変換し帯域制限等を行った後、再度ＲＦ信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し同一周波数に戻す無線設備

ウ　中継する信号を、Ａ／Ｄ変換器を介しデジタル信号処理を行いＤ／Ａ変換器によりアナログ信号とする信号処理を行う場合には、これらの信号処理において周波数が変動しない（入出力の周波数が同一となる。）ことが証明された場合及び用いるクロック周波数が変動した場合においても、入力周波数に対し出力の周波数が変動しない無線設備

四　占有周波数帯幅

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　信号発生器は試験周波数に設定し、連続送信状態とする。最大の占有周波数帯幅となる条件で変調をし、規定の入力レベルに設定する。

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数	搬送波周波数
イ　掃引周波数幅	許容値の約２～3.5倍
ウ　分解能帯域幅	許容値の約１％以下
エ　ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ　Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ　入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと
キ　データ点数	400点以上
ク　掃引時間	測定精度が保証される最小時間
ケ　掃引モード	連続掃引
コ　検波モード	ポジティブピーク
サ　表示モード	マックスホールド

⑶　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数を連続受信及び連続送信できる状態にする。

⑵　試験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

４　測定器等の状態

⑴　２⑴において、最大の占有周波数帯幅となる条件とは、サブキャリア数を最大にして占有周波数帯幅が最大となる条件とする。

⑵　２⑴において、規定の入力レベルとは、一の項の４の試験信号入力レベルの項で定める「規定の入力レベル」とする。

⑶　２⑴において、占有周波数帯幅が最大になる状態とは、全サブキャリアが同時に送信する状態のみでなく、２⑵において波形が変動しなくなるまで連続掃引することによって、占有周波数帯幅が最大となる状態である。

⑷　２⑵において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、信号発生器の変調出力として、全サブキャリアが同時に送信する状態（運用状態で電波を発射しないサブキャリアは除く。）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件及び直接拡散方式の連続送信状態で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードをＲＭＳ平均とすることができる。

⑸　直接拡散方式の連続送信状態の場合は、掃引モードを単掃引として測定することができる。

５　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶させる。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑹　下り方向と上り方向の各々測定する。

６　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。